原子力規制委員会了承文書 (2021FY-54) 令和4年10月6日 (議題1資料1)

## 緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応

令和3年10月6日原子力規制庁

新型コロナウイルス感染症対策について、令和3年10月1日から緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、原子力規制委員会の対応は以下のとおりとしたい。

- 1. 原子力規制委員会、審査会合等
  - 〇原子力規制委員会定例会 会議の形式は、対面形式に戻す。一般傍聴の受付は、再開する。
  - 〇審査会合、検討チーム会合等 会議の形式は、Web 会議等を原則とするが、対面形式による開催も可とする。一般傍 聴の受付は、再開する。
- 2. 原子炉等規制法の運用
  - 〇原子力規制検査及び使用前検査等 検査計画に基づき実施する。
  - ○IAEAからの通告に基づく保障措置に関する検査 引き続き、計画通り検査を実施するというIAEAの方針を踏まえ、必要な対応を 行う。
- 3. 放射性同位元素等規制法の運用
  - 〇事由が生じた後に一定の期限までに行うこととされている届出及び定期的に受けることとは実施することとされている検査等

弾力的な運用を基本的には終了する。

ただし、例えば、医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応などやむを 得ない事情がある場合には、実態に応じた対応をすることとする。

- 4. 原子力規制庁の勤務体制
  - 〇9月13日及び10月1日に緊急事態宣言が解除された都道府県に所在する官署の職員 引き続き、7割の出勤回避(終日)を目指す。